

令和6年度特定施設入居者生活介護公募に関する質問及び回答

No.	質問	回答
1	住宅型有料老人ホームの既存ホームを、特定施設に転換する事を考えている。医療対応体制等に係る事業として応募をしたいと考えているが、現在24時間看護師が常駐する体制ではない。応募の際すでに24時間看護師が常駐する体制でないと応募はできないのか。転換時24時間看護師が常駐する医療対応体制を整えようと考えており応募時に事業計画内に医療対応体制構築計画を盛り込む予定である。	既存の住宅型有料老人ホームを医療対応体制で応募する場合、応募時に看護師が24時間常駐する体制であることは求めません。（開設日以降は必須となります。）
2	敷地から30m以内の説明範囲内の地権者に横浜市や大蔵省等がある場合、どのように対応すべきなのか。	近隣住民への地元説明について、地権者が横浜市や大蔵省等の公的機関である場合は、資料2-8（明細地図等）にそのことが確認できるようにしてください。（説明は不要です。）
3	駐車場の地権者が地方にいる場合、書類はどのように送れば良いのか。届いたかどうかの有無や配達記録のある書留やレターパックで送らないといけないのか。また、その駐車場が共有の場合、共有名義の親族に書類を渡し、伝えて頂くよう伝えればよいのか。	近隣地に空き地、空き家、駐車場があり、遠方にいる地権者へ説明会の開催通知や事業計画の説明資料を送付する場合は、到達したことが確認できる方法としてください。また、土地所有者が共有名義の場合は、原則として代表者1名に送付したことにより、書類を配布したものとします。
4	説明会の時期は公募締め切り後でも良いのか。	説明会の時期は、公募締め切り後に行っても差し支えありません。その場合には、提出書類に「実施予定」と記載してください。また、説明会実施後に実施状況を確認できる資料の追加提出を求める場合があります。なお、実施状況によっては、公募締め切り前に説明会を実施した場合と比べ、評価は低くなります。
5	当該敷地の災害イエローゾーンの根拠を確認したうえで洪水等の浸水深がMAX4.5mとわかった場合には対策として階高を4.5mで検討できないか。	洪水、内水、高潮浸水想定区域の浸水深（m）は、原則として、横浜市行政地図情報提供システム「わいわい防災マップ」の内容で判断します。例えば、「 $3.0 \leq \text{浸水深 (m)} < 5.0$ 」区域の場合は、階高5.0m以上の浸水しない階に居室を設置する等の対策が必要です。なお、上記以外に、国・県河川事務所による詳細な高さを確認できる資料が提出された場合には、その資料で判断します。

No.	質問	回答
6	<p>浸水深1m以上の災害イエローゾーンの取扱について、階高ではなく実質的な2階フロアレベルの上昇（旧地盤面への盛土＋基礎嵩上げ＋軸高アップの組合せなど）を行い対策としたい。旧地盤面～新設建物の2階フロアの高さが5.0m以上となることで一定の対策と考えられないか。（2階以上に居室をとる前提）</p>	<p>浸水への対策として、現況地盤面の高さを嵩上げする等の対策をする場合には、その対策を考慮します。 例えば、「$0.5 \leq \text{浸水深 (m)} < 3.0$」区域内の土地を盛土等で1.0m嵩上げする場合は、これを考慮し、階高2.0m以上の浸水しない階に居室を設置する等の対策が必要です。</p>
7	<p>既存施設（30床）で10床の増床として「2利用料に係る事業条件」として応募する場合、既存施設の利用料や入居一時金が公募条件より高く設定されている、かつ初期償却を受領している場合、公募に際し既存入居者と増床（10床）の料金等が相違してもよいか。</p>	<p>既存施設が応募する場合、増床の有無に関わらず、既存入居者を含めて、事業条件を遵守するようにしてください。（同一施設内の事業条件は、統一してください。）</p>